

金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針（骨子）

- ・金沢市ガス事業・発電事業は、両事業を併せて、金沢市内に本社を置く新設の株式会社に事業譲渡する。
- ・早期に自由化のメリットを市民に供与するため、事業譲渡日は令和4年4月1日とする。

1. 事業譲渡の理由

【理由1】

公営では法令等の制約により多様なサービスの提供が困難

- ①電力・ガスの小売全面自由化を契機に事業環境が大きく変化
 - ・電力、ガスの相互参入や新規参入等により全国的に競争が激化
 - ・電力、ガス、通信など各分野を組み合わせたサービスが進展
- ②公営では法令等の制約によりサービス展開に限界
 - ・電力・ガスのセット販売やポイント還元等が法令等の制約により困難

【理由2】

地方公営企業としての役割が希薄化

- ①エネルギー間競争等により家庭用ガス需要が大幅に減少
 - ・オール電化住宅の普及等により家庭用普及率が約3割まで低下（過去最大約5割）
- ②発電の卸供給のみでは地産地消が困難
 - ・電力小売の地域独占撤廃

【理由3】

経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保

今後経営環境がさらに厳しくなることが予測される

- ・人口減少や省エネルギー化による需要減少のおそれ
- ・一般競争入札の導入による売電価格の不安定化



両事業を併せて、株式会社へ譲渡する

- ・株式会社は事業環境変化への柔軟かつ迅速な対応が可能
- ・両事業の一体経営によるサービスの多様化

2. 選定方法・要件

（1）譲渡先の選定方法

- ・事業譲渡先選定委員会（仮称）の設置
- ・公募型プロポーザル方式による公平・公正な選定

（2）選定要件

①安定供給・保安の確保

- ・老朽化対策、災害時対応の体制確保など事業経営上の十分な能力
- ・ガス事業法、電気事業法等の関係法令の確実な遵守
- ・原料確保、施設適正管理によるガス・電力の安定供給

②サービス向上・料金水準維持

- ・ガス・電力の一体経営による新たなサービスの創出
- ・ガス料金は、一定期間、現行料金を上限に設定

③地域経済の活性化

- ・本社の市内設立による地域経済への寄与
- ・積極的な地元雇用の創出、技術力を有する市内事業者との連携

④まちづくりに関する市との連携

- ・SDGsの推進等に向けた連携関係の構築（包括協定の締結）

⑤職員の派遣

- ・円滑な事業承継に必要な期間、地方公務員派遣法に基づき職員を派遣

⑥金沢市からの出資等

- ・安全・安心を確保するため、柔軟な企業活動を阻害しない範囲内で出資
- ・一定期間、経営状況を確認

3. 譲渡条件

（1）譲渡対象資産（有償譲渡）

- ・事業用固定資産（庁舎等の一部資産を除く）
- ・流動資産（現金・預金を除く）

（2）譲渡価格の考え方

- ・適正な事業価値評価に基づき最低譲渡価格を設定

4. スケジュール

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 令和2年度 | 募集要項公表、募集開始、優先交渉権者決定 |
| 令和3年度 | 関係条例等議決、事業譲渡契約締結、新会社設立、事業引継 |
| 令和4年度 | 事業譲渡（4月1日） |